

平成29年 8 月定例教育委員会議案

中津市教育委員会

平成29年 8 月 定例教育委員会提出案件

(平成29年8月18日提出)

(議案事項)

議第29号	平成29年度9月補正予算（第3号）について	P 1
議第30号	中津市立幼稚園保育料等規則の一部改正について	P 15
議第31号	平成30年度教育関連の政府予算に係る要請書について	P 21
議第32号	中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について	P 23

平成29年度9月補正予算（第3号）について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年8月18日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		千円 11,284,036	千円 △493,166	千円 10,790,870
	1 地方交付税	11,284,036	△493,166	10,790,870
12 分担金及び負担金		388,233	175	388,408
	1 分担金	9,525	175	9,700
14 国庫支出金		7,158,950	249,116	7,408,066
	1 国庫負担金	5,088,848	8,646	5,097,494
	2 国庫補助金	2,042,244	240,127	2,282,371
	3 委託金	27,858	343	28,201
15 県支出金		3,478,692	1,331	3,480,023
	1 県負担金	1,789,341	△27,777	1,761,564
	2 県補助金	1,538,238	29,108	1,567,346
17 寄附金		103,302	1,201	104,503
	1 寄附金	103,302	1,201	104,503
18 繰入金		2,641,355	△11,344	2,630,011
	1 基金繰入金	2,640,498	△25,487	2,615,011
	2 特別会計繰入金	857	14,143	15,000
19 繰越金		1	642,812	642,813
	1 繰越金	1	642,812	642,813
20 諸収入		483,446	18,642	502,088

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 貸付金元利収入	62,490	8,034	70,524
	5 雑入	397,913	10,608	408,521
21 市債		4,539,300	△8,870	4,530,430
	1 市債	4,539,300	△8,870	4,530,430
歳	入	合	計	
		43,316,503	399,897	43,716,400

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 4, 002, 785	千円 13, 727	千円 4, 016, 512
	1 総務管理費	3, 243, 050	3, 251	3, 246, 301
	3 戸籍住民基本台帳費	268, 560	10, 476	279, 036
3 民生費		15, 206, 156	299, 554	15, 505, 710
	1 社会福祉費	6, 562, 972	40, 264	6, 603, 236
	2 児童福祉費	6, 393, 912	259, 290	6, 653, 202
	4 災害救助費	32, 320	0	32, 320
4 衛生費		3, 070, 502	7, 366	3, 077, 868
	1 保健衛生費	1, 918, 516	7, 366	1, 925, 882
6 農林水産業費		2, 314, 763	8, 423	2, 323, 186
	1 農業費	1, 893, 698	7, 614	1, 901, 312
	2 林業費	294, 835	809	295, 644
7 商工費		798, 982	61, 528	860, 510
	1 商工費	798, 982	61, 528	860, 510
8 土木費		5, 532, 518	6, 705	5, 539, 223
	2 道路橋りょう費	2, 039, 364	45, 414	2, 084, 778
	3 河川費	152, 233	2, 000	154, 233
	5 都市計画費	2, 194, 232	△40, 709	2, 153, 523
	6 住宅費	866, 857	0	866, 857

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		千円 3,945,889	千円 2,594	千円 3,948,483
	1 教育総務費	694,386	443	694,829
	2 小学校費	466,460	601	467,061
	3 中学校費	259,038	500	259,538
	5 社会教育費	1,302,685	1,050	1,303,735
歳出	合計	43,316,503	399,897	43,716,400

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限 度 額
市報なかつ印刷業務	平成30年度まで	2,539千円以内
クリーンプラザ運転管理業務委託料	平成30年度まで	184,185千円以内

第3表 地方債補正

1. 追加

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
児童館整備事業（都市再生整備計画事業）	99,900	証 書 借 入 又 証 券 発 行 （政 府 資 金 分 行 大 銀 行 そ の 他）	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
災害援護資金貸付金	32,100			
観光施設整備事業	5,500			
道路長寿命化修繕事業	15,300			
社会資本整備事業	9,100			

2. 変更

(単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう新設改良事業	232,300	証書借入 又は 証券発行 （政府資金 大分県 銀行その他）	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金及び大分県については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	250,100	補正前に同じ		
砂防事業	34,600				36,600			
道路整備事業（都市再生整備計画事業）	76,500				32,700			
公営住宅整備事業	258,700				277,400			
中津市歴史博物館（仮称）建設事業	213,700				150,800			
臨時財政対策債	1,384,000				1,281,430			

2 歳 入

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	11,284,036	△493,166	10,790,870
	1 地方交付税	11,284,036	△493,166	10,790,870
	1 地方交付税	11,284,036	△493,166	10,790,870
12	分担金及び負担金	388,233	175	388,408
	1 分担金	9,525	175	9,700
	1 農林水産業費分担金	6,924	175	7,099
14	国庫支出金	7,158,950	249,116	7,408,066
	1 国庫負担金	5,088,848	8,646	5,097,494
	1 民生費国庫負担金	4,834,069	8,646	4,842,715
	2 国庫補助金	2,042,244	240,127	2,282,371
	1 総務費国庫補助金	65,992	10,476	76,468
	2 民生費国庫補助金	381,796	10,866	392,662
	3 衛生費国庫補助金	27,695	△963	26,732
	4 土木費国庫補助金	1,505,101	219,748	1,724,849
	3 委託金	27,858	343	28,201
	4 教育費委託金	1,065	343	1,408
15	県支出金	3,478,692	1,331	3,480,023
	1 県負担金	1,789,341	△27,777	1,761,564
	2 民生費県負担金	1,787,603	△27,777	1,759,826
	2 県補助金	1,538,238	29,108	1,567,346
	1 総務費県補助金	51,866	△18	51,848

節		説 明	
区 分	金 額		
1 地方交付税	△493,166	普通交付税	△493,166
1 農業費分担金	175	団体営土地改良事業分担金	175
1 社会福祉費負担金	8,646	低所得者保険料軽減負担金	8,646
2 戸籍住民基本台帳費補助金	10,476	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	10,476
2 児童福祉費補助金	10,866	保育所等整備交付金 子ども・子育て支援交付金	7,188 3,678
1 保健衛生費補助金	△963	がん検診推進事業補助金	△963
2 都市計画費補助金	219,748	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	219,748
1 教育総務費委託金	343	教育課程研究指定校事業委託金	343
1 社会福祉費負担金	4,323	低所得者保険料軽減負担金	4,323
4 災害救助費負担金	△32,100	災害援護資金貸付金負担金	△32,100
1 総務管理費補助金	△18	土地利用規制等対策費交付金	△18

(款) 15 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
	2 民生費県補助金	498,553	13,754	512,307	
	3 衛生費県補助金	140,823	415	141,238	
	4 農林水産業費県補助金	573,102	14,957	588,059	
17	寄附金	103,302	1,201	104,503	
	1 寄附金	103,302	1,201	104,503	
	5 教育費寄附金	300	1,201	1,501	
18	繰入金	2,641,355	△11,344	2,630,011	
	1 基金繰入金	2,640,498	△25,487	2,615,011	
		1 財政調整基金繰入金	1,473,285	△25,487	1,447,798
	2 特別会計繰入金	857	14,143	15,000	
		1 国民健康保険事業特別会計繰入金	1	13,804	13,805
		2 介護保険事業特別会計繰入金	1	339	340
19	繰越金	1	642,812	642,813	
	1 繰越金	1	642,812	642,813	
	1 繰越金	1	642,812	642,813	

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費補助金	3,827	福祉避難所施設整備補助金	3,827
2 児童福祉費補助金	9,927	保育所緊急整備事業費補助金	5,599
		地域子ども・子育て支援事業費補助金	3,678
		認定こども園整備事業費補助金	650
1 保健衛生費補助金	415	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業補助金	415
1 農業費補助金	14,483	低コスト肉用牛地域活性化事業補助金	5,000
		農地耕作条件改善事業補助金	2,450
		産地育成対策事業費補助金	6,833
		農業経営体法人化推進事業費補助金	200
2 林業費補助金	474	しいたけ生産新規参入者サポート事業補助金	474
2 小学校費寄附金	601	小学校図書指定寄附金 小学校指定寄附金	101 500
3 中学校費寄附金	500	中学校指定寄附金	500
4 教育総務費寄附金	100	育英基金指定寄附金	100
1 財政調整基金繰入金	△25,487	財政調整基金繰入金	△25,487
1 国民健康保険事業特別会計繰入金	13,804	国民健康保険事業特別会計繰入金	13,804
1 介護保険事業特別会計繰入金	339	介護保険事業特別会計繰入金	339
1 繰越金	642,812	繰越金	642,812

(一般会計)

(款) 20 諸収入
(項) 3 貸付金元利収入

(単位: 千円)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
20	諸収入	483,446	18,642	502,088
	3 貸付金元利収入	62,490	8,034	70,524
	2 衛生費貸付金元利収入	1,000	8,034	9,034
	5 雑入	397,913	10,608	408,521
	3 雑入	397,890	10,608	408,498
21	市債	4,539,300	△8,870	4,530,430
	1 市債	4,539,300	△8,870	4,530,430
	2 民生債	116,200	132,000	248,200
	5 商工債	45,800	5,500	51,300
	6 土木債	1,539,000	19,100	1,558,100
	8 教育債	507,000	△62,900	444,100
	9 臨時財政対策債	1,384,000	△102,570	1,281,430

節		説 明	
区 分	金 額		
4 医学生奨学金等貸付金元利収入	8,034	元金 利子	4,800 3,234
9 雑入	10,608	特別障害者手当等給付費国庫負担金(過年度分) 緑の募金交付金 障害者自立支援医療費国庫負担金(過年度分) 障害者自立支援医療費県費負担金(過年度分) 地球温暖化対策事業補助金	63 68 3,446 2,080 4,951
2 児童福祉債	99,900	児童館整備事業債(都市再生整備計画事業)	99,900
3 災害救助債	32,100	大分県災害援護資金貸付金	32,100
1 商工債	5,500	観光施設整備事業債	5,500
1 道路橋りょう債	42,200	道路橋りょう新設改良事業債 社会資本整備事業債 道路長寿命化修繕事業債	17,800 9,100 15,300
2 河川債	2,000	砂防事業債	2,000
4 都市計画債	△43,800	道路整備事業債(都市再生整備計画事業)	△43,800
5 住宅債	18,700	公営住宅整備事業債	18,700
4 社会教育債	△62,900	中津市歴史博物館(仮称)建設事業債	△62,900
1 臨時財政対策債	△102,570	臨時財政対策債	△102,570

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,945,889	2,594	3,948,483	66,491	△62,900	1,201	△2,198
	1	教育総務費	694,386	443	694,829	343		100	0
	3	教育振興費	275,315	443	275,758	343 国庫支出金		100 寄附金	

節		説明	
区分	金額		
8	報償費	30	001 教育振興事業費 343
			8 報償費 30
			(講師謝礼) (30)
9	旅費	187	9 旅費 187
			(費用弁償) (187)
11	需用費	121	11 需用費 121
			(消耗品費) (121)
12	役務費	5	12 役務費 5
			(通信運搬費) (5)
25	積立金	100	029 基金管理事業費 100
			25 積立金 100
			(育英基金積立金) (100)

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,945,889	2,594	3,948,483	66,491	△62,900	1,201	△2,198
	2	小学校費	466,460	601	467,061			601	0
		1 学校管理費	299,623	601	300,224			601 寄附金	

節		説明
区分	金額	
11 需用費	101	001 小学校管理事業費 11 需用費 (消耗品費)
18 備品購入費	500	18 備品購入費 (管理備品)
		601 101 (101) 500 (500)

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,945,889	2,594	3,948,483	66,491	△62,900	1,201	△2,198
	3	中学校費	259,038	500	259,538			500	0
		1 学校管理費	146,348	500	146,848			500 寄附金	

節		説明		
区分	金額			
18	備品購入費	500	001 中学校管理事業費 18 備品購入費 (管理備品)	500 500 (500)

(一般会計)

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
						特定財源			
						国庫支出金	地方債	その他	
10		教育費	3,945,889	2,594	3,948,483	66,491	△62,900	1,201	△2,198
	5	社会教育費	1,302,685	1,050	1,303,735	66,148	△62,900		△2,198
		3 図書館費	168,516	1,050	169,566				1,050
		4 文化財保護費	652,096	0	652,096	66,148 国庫支出金	△62,900 市債		△3,248

節		説明	
区分	金額		
18 備品購入費	1,050	002 小幡記念図書館管理事業費	1,050
		18 備品購入費	1,050
		(図書類)	(738)
		(書架)	(100)
		(椅子)	(212)
		財源更正	

中津市立幼稚園保育料等規則の一部改正について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年8月18日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則の概要

1. 提案理由

○「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」に基づき、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園保育料の一部を改正するものである。

2. 内容

○第3条備考3関係

・階層区分第3の要保護者等世帯(ひとり親・障害者等)の第1子の保育料を「5,500円」から「3,000円」に改めるもの

・対象者

4歳児 0人 影響額 0円

5歳児 3人 影響額 7,500円×5ヶ月(4月～8月)＝37,500円

○第3条備考6関係

・4歳児階層区分第2(市町村民税所得割非課税世帯)の第2子の保育料を「1,500円」から「0円」に改めるもの

・対象者

4歳児 0人 影響額 0円

階層区分	定義	5歳児			4歳児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親・障害者等)	0	0	0	3,000 (0)	1,500 (0)	0
第3	所得割課税額 77,100円以下 (ひとり親・障害者等)	5,500	2,750 (0)	0 (0)	12,000 (5,500)	6,000 (0)	0 (0)
第4	所得割課税額 211,200円以下	5,500	2,750	0	15,000	7,500	0
第5	所得割課税額 211,201円以上	5,500	2,750	0	19,000	9,500	0

↓

階層区分	定義	5歳児			4歳児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
第2	市民税非課税世帯 (ひとり親・障害者等)	0	0	0	3,000 (0)	0	0
第3	所得割課税額 77,100円以下 (ひとり親・障害者等)	5,500 (3,000)	2,750 (0)	0 (0)	12,000 (3,000)	6,000 (0)	0
第4	所得割課税額 211,200円以下	5,500	2,750	0	15,000	7,500	0
第5	所得割課税額 211,201円以上	5,500	2,750	0	19,000	9,500	0

3. 施行期日等

○施行期日 平成29年4月1日から適用(遡及適用)

中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

中津市教育委員会

中教規則第 号

中津市立幼稚園保育料等規則の一部を改正する規則

中津市立幼稚園保育料等規則（平成28年中教規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表備考3中「同表第3の項」の次に「5歳児の欄中「5,500」とあるのは「3,000」と、同項」を加え、「5,500」を「3,000」に改め、同表備考6中「属する者が」の次に「市町村民税所得割非課税世帯又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の中津市立幼稚園保育料等規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

新旧対照表

○中津市立幼稚園保育料等規則

改正後					改正前				
○中津市立幼稚園保育料等規則 (保育料等の額)					○中津市立幼稚園保育料等規則 (保育料等の額)				
第3条 条例第4条第2項第1号の規則で定める額は、次の表のとおりとする。					第3条 条例第4条第2項第1号の規則で定める額は、次の表のとおりとする。				
階層区分	定義	保育料 (月額)			階層区分	定義	保育料 (月額)		
		5歳児	4歳児				5歳児	4歳児	
第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）	円	円		第1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯（以下「生活保護世帯等」という。）	円	円	
第2	第1階層を除き、市町村民税所得当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）	0	3,000		第2	第1階層を除き、市町村民税所得当該年度分（4月から8月までにあっては前年度分。以下同じ。）	0	3,000	
第3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	5,500	12,000		第3	市町村民税所得割課税額77,100円以下	5,500	12,000	
第4	市町村民税の額の区分が次の211,200円以下	5,500	15,000		第4	市町村民税の額の区分が次の211,200円以下	5,500	15,000	
第5	区分に該当する世帯211,201円以上	5,500	19,000		第5	区分に該当する世帯211,201円以上	5,500	19,000	
備考					備考				
1・2 略					1・2 略				
3 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合における4歳児の保育料の適用については、この表第2の項4歳児の欄中「3,000」とあるのは「0」と、同表第3の項5歳児の欄中「5,500」とあるのは「3,000円」と、同					3 保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に規定する要保護者等をいう。）に該当する場合における4歳児の保育料の適用については、この表第2の項4歳児の欄中「3,000」とあるのは「0」と、同表第3の項				

改正後	改正前
<p>項 4 歳児の欄中「12,000」とあるのは「3,000」とする。</p> <p>4 同一の世帯において3歳以上の子どもであって9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）が2人以上いる場合における保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）年長者の小学校第3学年修了前子どもから順に2人目に当たる園児 この表に定める額（備考3に規定する場合に該当する場合にあっては、当該規定を適用した場合の額）の半額</p> <p>（2）年長者の小学校第3学年修了前子どもから順に3人目以降の園児 零</p> <p>5 略</p> <p>6 備考4（2）の規定は、備考5に規定する場合であって、当該世帯に属する者が市町村民税所得割非課税世帯又は要保護者等に該当する場合において準用する。この場合において、備考4（2）中「小学校第3学年修了前子ども」とあるのは「特定被監護者等」と、「3人目」とあるのは「2人目」と読み替えるものとする。</p> <p>7 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>__ 4 歳児の欄中「12,000」とあるのは「5,500」とする。</p> <p>4 同一の世帯において3歳以上の子どもであって9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）が2人以上いる場合における保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）年長者の小学校第3学年修了前子どもから順に2人目に当たる園児 この表に定める額（備考3に規定する場合に該当する場合にあっては、当該規定を適用した場合の額）の半額</p> <p>（2）年長者の小学校第3学年修了前子どもから順に3人目以降の園児 零</p> <p>5 略</p> <p>6 備考4（2）の規定は、備考5に規定する場合であって、当該世帯に属する者が_____要保護者等に該当する場合において準用する。この場合において、備考4（2）中「小学校第3学年修了前子ども」とあるのは「特定被監護者等」と、「3人目」とあるのは「2人目」と読み替えるものとする。</p> <p>7 略</p> <p>2・3 略</p>

平成30年度教育関連の政府予算に係る要請書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年8月18日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中教学 第 号
平成 29 年 8 月 日

大分県教育委員会教育長 殿
大分県教育庁中津教育事務所長 殿

中津市教育委員会
教育長 廣 畑 功

**教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、
平成 30 年度政府予算に係る要請書について**

貴職におかれましては、大分県教育行政推進につきまして、平素から格段のご指導ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

つきましては、地方教育行政の一層の振興を図るため、財政厳しい折ではありますが、下記について要請いたしますので、趣旨についてご理解いただくとともに、実現に向けた早急なる対応について配意願います。

記

1. 計画的な職員定数改善を推進すること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
3. 少人数学級を推進するとともに、複式学級を解消すること。

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書について

上記について、別紙のとおり提案いたします。

平成29年8月18日提出

中津市教育委員会

教育長 廣 畑 功

中津市教育委員会施策の点検・評価に関する報告書概要版（案）

（平成 28 年度対象）

I はじめに

1. 目的

平成 19 年 6 月に一部改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされました。

そこで、中津市教育委員会では、教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかについて、教育委員会自らが事後にチェックし、今後の効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民に対する説明責任を果たすため、この点検・評価を実施し、報告書にとりまとめました。

2. 点検・評価の実施方法等

（1）法定事項

点検・評価の実施については、次の 4 点が法定事項になっています。

- ①毎年実施すること。
- ②教育委員会の権限に属する事務（教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。）の管理・執行状況について点検・評価を行うこと。
- ③点検・評価の実施に当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図ること。
- ④点検・評価結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表を行うこと。

（2）実施方法

①対象期間

平成 28 年度の管理・執行状況

②点検・評価の項目について

中津市教育委員会では、市教育行政の長期的、総合的な指針として、第四次中津市総合計画（平成 20 年 12 月策定）及び中津市教育振興基本計画（平成 21 年 3 月策定、平成 27 年 5 月改訂）に基づき各種施策を推進しており、平成 28 年度は重点的な 41 項目について点検・評価を行いました。

なお、平成 28 年度については、従前の項目により点検・評価を行っておりますが、平成 29 年度からは、第五次中津市総合計画（平成 29 年 3 月策定）及び中津市教育振興基本計画改訂版（平成 29 年 3 月改訂）により、施策の点検・評価を行います。

③学識経験を有する者の知見の活用について

教育に関し学識経験を有する者の知見活用に当たっては、教育委員や現職教員・事務局職員ではない者で、教育に関して公正な意見を述べるのが期待できる人の知見を活用しました。

④報告・公表方法

点検・評価結果に関する報告書は、定例市議会に提出し、その後、中津市教育委員会のホームページに公表します。

3. 自己評価及び総合評価の判定基準

(1) 自己評価について

事業主管課長が、適応性・効率性・達成度の3つの着眼点で、5段階で自己評価しました。

評価項目	着 眼 点
適応性	①市民ニーズや社会の変化に対応しているか
	②同じ目的を達成するために他に手段はないか
効率性	③内容の見直しや重点化を行っているか
	④事業の円滑な推進のための調整を行っているか
達成度	⑤当初の目標どおりに進めることができているか

【ランク説明】

ランク	着 眼 点
5	達成 (80%以上)
4	着実に進捗 (相当程度達成・79~60%)
3	やや不十分 (59~40%)
2	不十分 (39~20%)
1	抜本的見直しが必要 (19~0%)

(2) 総合評価について

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価をしました。

ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

II 点検・評価

1. 施策名と評価一覧

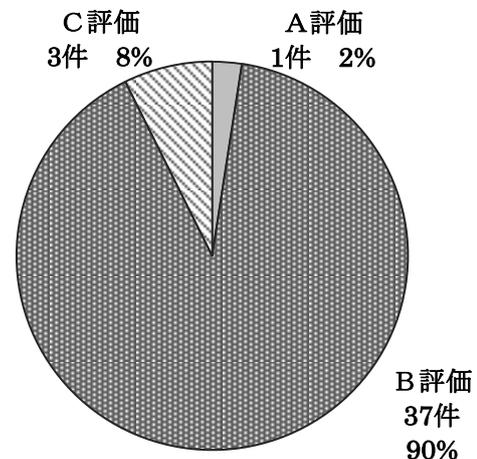
施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
教育委員会の充実	教育委員会の活性化	1 教育委員会活動の充実	4	B	教育総務課
	教育行政の推進	2 市民等の意見・要望の反映	4	B	学校教育課
施設設備 (学校施設の安全・安心な 環境整備)	学校施設耐震化対策及び学習環境の整備	3 安心安全な学校施設の計画的整備促進	4	B	教育総務課
学びの基礎を培う学校教育 (一人ひとりを大切にす る教育)	国際化教育	4 国際化に対応できる人材育成	4	B	学校教育課
	幼(保)小中(高)連携	5 幼稚園教育の充実	4	B	学校教育課
		6 小1プロブレム・中1ギャップの改善	4	B	学校教育課
	学力向上対策	7 授業改善による学力向上対策	3	C	学校教育課
		8 小中連携による学力向上対策	4	B	学校教育課
		9 学びのススメ塾・学びのススメ英検塾	4	B	学校教育課
		10 地域の教育資源の活用推進	4	B	学校教育課
		11 情報教育の推進	3	C	学校教育課
	不登校ゼロの学校づくり	12 不登校未然防止と適応指導教室の充実	4	B	学校教育課
		13 いじめ問題対策	4	B	学校教育課
	特別支援教育の充実	14 教育補助員の拡充	4	B	学校教育課
	授業力向上	15 教職員研修の充実	4	B	学校教育課
	学校適正規模・適正配置の指針検討	16 小規模小学校適正配置の検討	4	B	耶馬溪支所総務課 教育総務課

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名	自己 評価	総合 評価	所管課
学校と家庭の連携	家庭教育の充実	17 P T Aとの連携強化	4	B	学校教育課
		18 生活習慣、学習環境、 家庭学習	3	C	学校教育課
		19 家庭教育力の向上	4	B	社会教育課
施設設備 (その他の施設整備)	コミュニティーセ ンター	20 コミュニティーセン ターの計画的建設	4	B	社会教育課
学びつづける生涯学習 (郷土に誇りを持つ市民)	中津市地域協育振 興プラン推進事業	21 中津市地域協育振興 プラン推進事業	4	B	社会教育課
		22 放課後こども教室 (土曜教室、放課後 チャレンジ教室)	4	B	社会教育課
	「郷土愛教育」循環 システムの構築	23 ワンパク！たんけん 中津	4	B	社会教育課
		24 なかつキッズ・サイ エンス	4	B	社会教育課
		25 三保小学校人形劇ク ラブの育成	4	B	社会教育課
		26 福澤諭吉記念事業	4	B	社会教育課
		27 公民館活動における 地域のふるさと学習	4	B	社会教育課
		28 中津市生涯学習大学 「中津学」	4	B	社会教育課
29 なかつ学びんびっく (子ども中津検定)	4	B	社会教育課		

施策別 基本目標	基本姿勢	施策名		自己 評価	総合 評価	所管課
文化芸術の香るまち (文化・芸術活動の推進)	図書館の充実	30	利便性の向上	5	A	小幡記念 図書館
		31	学校図書館との連携	4	B	小幡記念 図書館
	文化・芸術活動の推 進	32	芸術文化事業 (木村記念美術館)	4	B	小幡記念 図書館
	歴史、文化の継承	33	展示施設の計画的な 整備と利用促進	4	B	社会教育課
	文化財の周知と活 用	34	史跡等整備工事、説 明板・誘導サイン設 置	4	B	社会教育課
健康づくり (生涯にわたるスポーツ 振興「心豊かで健康な生活 を」)	スポーツ施設の充 実	35	スポーツ施設の計画 的な整備	4	B	体育・給食課
		36	スポーツ施設の利用 促進	4	B	体育・給食課
	スポーツの振興	37	生涯スポーツの推進	4	B	体育・給食課
	学校保健・体育の充 実	38	学校保健・体育環境 の充実	4	B	学校教育課
健康な体づくり (安全安心でおいしい学 校給食)	地産地消の推進	39	生産者(団体)との 連携	4	B	体育・給食課
	食育の推進	40	児童生徒、保護者へ の啓発	4	B	体育・給食課
	施設・設備の改修	41	調理場機械、器具等 の更新	4	B	体育・給食課

2. 評価の分析

教育委員会及び課長級で構成された中津市教育委員会施策評価実行委員会が、目標、達成度、自己評価を総合的に判断して、5段階で総合評価したところ、A評価1件、B評価37件、C評価3件となりました。



ランク	着 眼 点
A	優れた取り組みが多く、十分成果が上がっている
B	優れた取り組みがいくつかあり、成果が見える
C	一定の成果が見られるが、更なる取り組みを要する
D	成果が上がってなく、改善を必要とする
E	抜本的見直しが必要

各課では教育の向上を図るために、毎年より高い意識を持って施策の目標設定を行っており、その達成に努めています。その結果、評価ランクの割合は、A評価への到達は非常に厳しくなっており、1施策のみとなっています。

A評価を受けた施策は、「図書館の充実－利便性の向上」で、平成28年4月から開館時間の延長を行い利用者の利便性を図っており、利用者に高評価をいただいていることや、学生の学習環境の充実を図る観点から、夏休み期間中の図書館休館日を開放・提供を行ったこと、さらには館内照明をLED化するなど、より図書館の利便性を高める取り組みが行われました。

また、B評価の割合が昨年の35施策から37施策となり着実に成果を上げてきている優れた取り組みが評価されています。

一方で、一定の成果が見られるが更なる取り組みを要する、C評価の施策の割合は昨年の6施策から3施策と減少しましたが、今後も、引き続きより高い目標の達成を目指し、施策の設定及び評価を継続していきたいと考えています。

Ⅲ 学識経験を有する者の知見

大分大学COC+推進機構 特任教授 中川忠宣

はじめに

昨年度、平成27年度施策の点検・評価に関わらせていただきましたが、平成28年度施策の点検・評価を行うにあたって、文部科学省が指摘している、①子どもの学力、規範意識、青少年の自然体験、読書活動等の教育の目標の実現、②社会人の学習環境、学習成果の評価等の生涯学び続けることができる社会の実現、をはじめとして、教育の機会均等、信頼される学校教育の確立、家庭教育支援、幼児期の教育、社会教育、学校・家庭・地域の連携協力等の多くの課題を抱えて、各自治体は日々の教育行政を推進していることを冒頭に押さえておきたいと思えます。教育行政の役割は、学校、家庭、地域のそれぞれの教育機能を向上させるための施策を通してその目的を実現することであり、学校、家庭、地域のそれぞれがその成果を出していくものだと考えられます。「中津市教育行政基本方針」は、そうした背景と教育の趣旨を基盤において、継続している当該年度の重点施策と、当該年度の緊急な課題に対応する施策が方針として示され、成果を上げるための具体的な取組について点検・評価を確実にすることは極めて重要です。

平成27年度施策に関する意見の際に、『「中津市教育委員会施策の点検・評価」（以下「本市の点検・評価」という。）の項目はハード面が多くなっていることや、教育成果としての「～～に教育効果があった。」等の評価の内容が少ないことなどを感じます。よって、当該年度の中津市教育行政基本方針との整合性を見やすく点検・評価をすることが、

次年度の施策に有効に活かされることとなると考えられます。』とコメントさせていただきました。そうした、平成 27 年度の意見も視野に入れながら、平成 28 年度の施策に関して、特筆する評価が必要な施策に関するを中心に意見を述べることにします。

なお、平成 28 年度の「本市の点検・評価」及び関係資料の背景には多くの取り組みと成果があることは推測できますが、「学識経験を有する者の知見」としては、これらの資料から判断できる範囲での意見とします。

また、平成 28 年度改訂版の「中津市教育振興基本計画」において、平成 29 年度からの改訂により教育施策の「基本計画」の構成を見直し、「教育行政基本方針」と「本市の点検・評価」の整合性が明確になるよう構成されていることから、中津市の教育施策の今後への期待を込めて意見を述べることにします。

【総評】

平成 28 年度の「本市の点検・評価」においては、各分類の項目において評価指標となる「目標」が適切に明確化されていますが、達成状況では、指標に対する評価なのか、幅広い目標の全ての達成状況の総合評価なのかを示しておくことが必要と考えられます。しかし、「本市の点検・評価」の数項目では、その指標に対する達成状況が記載されていない項目があります。指標として示すものは、数値目標であったり、成果物であったりしますので、その指標に関する達成状況を示すことが市民には分かりやすいと思います。また、「はじめに」で示したように、参加者のアンケート等による「～～に教育効果があった。」等の施策の成果を示すことも市民の理解を得るための重要なエビデンスになります。

今回の「本市の点検・評価」については、教育行政の担当部署が各施策の取り組みを計画的に実施していることから評価の内容は適切であると考えます。その根拠は、各施策が教育の推進にとって重要であり、継続的な施策を年次計画で実施している事業、現代的な課題に緊急に対応することが求められる事業等が適切に行われ、事業成果を上げていると判断できることからです。具体的な数値等がそのことを裏付けていると考えられます。特に、年度計画で進めてきたハード面の施策や仕組み・制度づくり等に関しては十分に成果をあげており、「本市の点検・評価」における「総合評価」について平成 27 年度と比較して、C 評価が B 評価となった施策が 4 施策あり、大きな成果があったことがわかります。しかし、B 評価から C 評価が 1 施策、C 評価のままが 2 施策であり、平成 27 年度の「本市の点検・評価」と比べて評価が下がった項目、低い評価のままである施策において、その要因等の分析と、「課題及び来年度に向けての方向性」との関係性が不明確であり、その点を整理することが必要です。

8月 教育委員会 報告

日・曜	時間	催 し 物	場 所	備 考
1日(火)	9:00	図書館休館日の学習スペース開放 第1回 (17:00まで)	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	
2日(水)	9:00	中津少年少女発明クラブ	日出町 ソニー太陽	
3日(木)	:	九州地区教育委員会研修大会		
	:	臨時議会		豪雨災害関連議案可決
4日(金)	:	臨時教育委員会		小学校道徳教科書審議
7日(月)	:	新任教頭、校長面談 → 10日まで		学力向上策協議 ○授業の終わりに演習を入れ、子どもの理解度確認→家庭学習や補充学習につなげる ○指導案の共有 学力向上支援員やモデル指導案の共有→演習問題なども同様 ○活用問題を解く力の確認…单元ごと、年度終了前に最終確認
	:	部長会		オリンピックを契機とした誘客対策 ○ホストタウン登録…マレーシア ○日本遺産登録…オリンピックまで100選定→インバウンド対策 ○国民文化祭…オリンピックを意識した文化の発信と誘客
8日(火)	9:00	図書館休館日の学習スペース開放 第2回 (17:00まで)	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	
	8:00	中津のこどもin九重 ネイチャーキャンプ (10日まで)	九重青少年の家	
9日(水)	9:00	アーカイブス講座(13日まで)	小幡記念図書館	市内住民・高校生も参加
10日(木)	:	中津玖珠日本遺産推進協議会開催		予算・事業内容等確認
15日(火)	9:00	図書館休館日の学習スペース開放 第3回 (17:00まで)	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	
17日(木)	:	マレーシア大使館訪問		東京オリンピック事前合宿誘致活動
18日(金)	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	
	13:30	小学生 夏休み工作あそび教室 「やばけい遊覧」のしかけ絵巻本をつくろう!	小幡記念図書館 視聴覚室	
	:	ウエストジャパンオープンウォータースキー トーナメント大会(20日まで)	耶馬溪アクアパーク	
19日(土)	:	日韓中親善水上スキー・ウェイクボード選手権大会(20日まで)	耶馬溪アクアパーク	
	13:30	中津少年少女発明クラブ	生涯学習センター まなびん館	
22日(火)	9:00	図書館休館日の学習スペース開放 第4回 (17:00まで)	小幡記念図書館 2階閲覧室・視聴覚室	
25日(金)	9:00	夏休み子ども水上スキー・ウェイクボード教室～27日	耶馬溪アクアパーク	
	:	2学期始業式	幼・小・中学校	本年度から
26日(土)	13:30	子育て講演会『うちの子最高!』熊丸みつ子先生	耶馬溪公民館	
31日(木)	:	教育施策検討委員会		

9月 教育委員会行事予定表

日・曜	時間	催し物	場所	主催・担当課等	出席依頼者
1日(金)	:	市議会開会			
2日(土)	:				
3日(日)	:				
4日(月)	:				
5日(火)	:				
6日(水)	:				
7日(木)	:				
8日(金)	:	市議会議案質疑			
9日(土)	:	第70回大分県民体育大会 開会式及び競技開始(11日まで)	別府市	体育・給食課	
10日(日)	:	運動会	山移小	学校教育課	
11日(月)	:				
12日(火)	:	市議会文教経済委員会			
13日(水)	:				
14日(木)	:				
15日(金)	:				
16日(土)	:	体育大会	本耶馬溪・耶馬溪 中	学校教育課	
17日(日)	:	体育大会	山国中	学校教育課	
18日(月)	:				
19日(火)	:	市議会代表質問			
20日(水)	:	市議会一般質問(25日まで)			
21日(木)	19:00	第70回大分県民体育大会 中津市選手団解団式	ヴィラルーチェ	体育・給食課	
22日(金)	:				
23日(土)	:	体育大会	緑ヶ丘・東中津・ 今津中	学校教育課	
24日(日)	:	運動会	真坂・山口・深水・ 城井・下郷・津民・ 三郷小	学校教育課	
25日(月)	:				
26日(火)	:				
27日(水)	:				
28日(木)	:				
29日(金)	:	市議会最終日			
	13:30	定例教育委員会	教育委員会室	教育総務課	教育長他
30日(土)	:	運動会	北部・豊田・鶴居・ 三保・沖代・秣小	学校教育課	

※運動会 10/1(日)…小楠・如水・今津小